

○共立蒲原総合病院組合監査委員の選出に関する規則

〔平成25年2月26日〕
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条にて準用される法第195条から第202条まで及び共立蒲原総合病院組合規約（昭和40年静岡県指令地第30号。以下「規約」という。）第12条の規定による共立蒲原総合病院組合監査委員（以下「組合監査委員」という。）を選出することに関し必要な事項を定めるものとする。

(選出の方法)

第2条 法第196条第1項及び規約第12条の規定に定める組合監査委員2人の選出については、次のとおり定める。

- (1) 規約第8条第2項により決定した管理者以外の市長の関係市の監査委員のうちから1人を当該関係市長が選出し、共立蒲原総合病院組合代表監査委員として管理者に推薦する。
- (2) 規約第5条第1項により富士宮市から選出された共立蒲原総合病院組合議会議員2人のうちから1人を富士宮市長が選出し、共立蒲原総合病院組合議会選出監査委員として管理者に推薦する。

(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。